第１回印旛地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	議事3 資料3
令和8年9月1日（火）	

病床数適正化緊急支援事業について

千葉県 健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号：043-223-2608　メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

病床数適正化緊急支援事業について①

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うことを目的とする。

事業概要

「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を支援。
（概要） 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象として国が財政支援を行う。
（支給額） 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円/床（ただし、休床の場合は、2,052千円/床）

支給対象

（支給対象）
- 令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床の削減を行う医療機関
- 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

（算定除外）
- 産科・小児科病床の削減（分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
- 同一開設者による病床融通
- 事業譲渡等による削減
- 病床種別の変更によるもの
- 感染症協定を締結した確保病床数の削減（余剰分は削減可能）
- 特例病床等を有する医療機関で、許可内容の用途で活用していない該当の特例病床等を削減しない場合、全ての削減した病床数

（支給対象外）
- 申請日時点で、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合※1
- 令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合※2
- 令和9年3月31日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

※1・※2については、地域医療構想調整会議で合意を得られたものは支給対象となる

病床数適正化緊急支援事業について②

事業活用に当たっての留意事項

1　開設者又は開設者であった者への影響

　国の病床数適正化緊急支援事業実施要綱では「給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が令和19年3月31日までに病床を増加させた場合、医療法第30条の4第10項から12項までの規定により、都道府県が病床の増加が必要と認めた場合を除き給付金を返還する」とされている。

※「開設者又は開設者であった者」の定義：医療機関単位ではなく、法人単位となる。

2　基準病床数の取扱いについて

　本事業で削減された病床については、不可逆的な措置として医療計画で定める基準病床数を削減することとされている。

　また、基準病床数の引下げについては、少なくとも今年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間に都道府県において基準病床数の引下げを行う。

【参考】病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）
（令和8年4月8日医政発0408第14号　障発0408第6号）

申請に係る千葉県の役割

①申請内容の審査
②医療機関へ認定又は不認定の通知
③厚生労働省へ申請書の提出

（参考）申請フロー

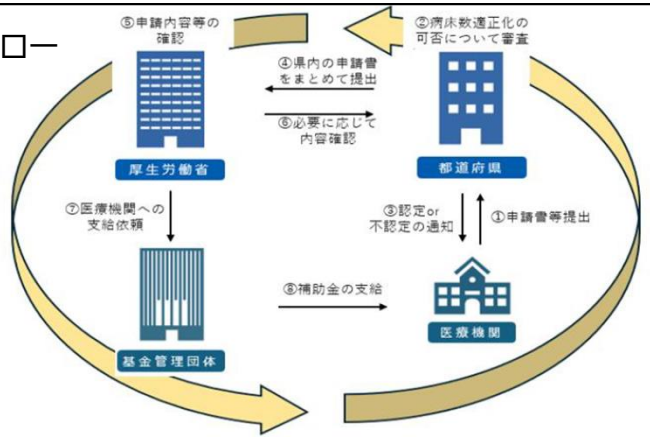

国実施要綱（5）（5-2）に基づき、一般・療養病床については、**地域医療構想調整会議で地域の合意が得られたもの**について、**申請の認定を行います**。※精神病床については「地方精神保健福祉審議会」で協議予定。

事業実施スケジュールについて（予定）

令和８年７月１４日　　第1回申請受付終了

令和8年8月24日まで　　千葉県から厚生労働省へ申請書の提出

千葉県から厚生労働省へ申請書の提出後に厚生労働省でも申請内容（審査結果）等の確認を行います。
なお、厚生労働省の確認が終了次第、基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給が行われます。

※　第2回申請受付期間については、別途お知らせいたします。
※　基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給時期は未定です。
※　病床の削減状況については、医療機関は医療法第7条第2項に定める許可申請又は医療法施行令第4条に定める届出により千葉県への実績報告を行っていただきます。
※　病床の削減に係る許可申請については、申請から許可まで1ヶ月程度かかりますので余裕を持って申請願います。（許可申請に関するお問い合わせは医療整備課医療指導班までお願いします。）

本日御協議いただきたい内容

各医療機関が行う病床削減は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めるものであり、効率的な医療提供体制の確保に資するものであるか、御意見を伺います。

病床数適正化緊急支援事業申請医療機関一覧

【印旛保健医療圏】

No.	医療機関名	市区町村名	削減前の許可病床数						削減後の許可病床数						削減病床数						特記事項
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	
【病院】																					
1	医療法人社団樹々会 日吉台病院	富里市				66床		66床				50床		50床				16床		16床	令和7年度第1回調整会議で協議済み
2	医療法人大町会 新八街総合病院	八街市		60床	44床	87床		191床		60床	44床	60床		164床				27床		27床	
3	日本赤十字社 成田赤十字病院	成田市	107床	546床				653床	103床	495床				598床	4床	51床				55床	令和6年度第2回調整会議で協議済み

成田赤十字病院については、２０２５年３月に５５床（小児病床１床含む）の削減を行い、昨年度の適正化支援事業で５０床内示を受けました。

今年度の病床数適正化緊急支援事業については、昨年度内示を受けられなかった４床（小児病床１床は対象外）について申請している状況です。

別紙様式１

病院・有床診療所に係る方針変更報告書（具体的対応方針）

１　基本情報等（変更事項は該当項目に☑）

法　人　名	医療法人社団樹々会
医療機関名	日吉台病院
所　在　地	千葉県富里市日吉台 1-6-2
変更事項	□ 今後担う役割　　☑ 病床機能

２　２０２５年以降において担う役割（該当項目に〇）

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
変更前（2025 年）	〇	〇	〇	〇						〇	
変更後（2025 年）	〇	〇	〇	〇						〇	
R8 年見込み※	〇	〇	〇	〇						〇	

その他の内訳 及び補足等	

※R8 年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

３　病床機能及び入院料

	変更前 (2025 年)	変更後 (2025 年)	R8 年 見込み※	届出予定の入院料
４機能　合計	床	床	床	
高度急性期	床	床	床	
急性期	床	床	床	
回復期	床	床	床	
慢性期	66 床	66 床	50 床	地域一般入院料 3
人間ドック等	床	床	床	
休棟等	床	床	床	
廃止予定	床	床	床	
介護施設等への移行予定	床	床	床	

※R8 年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

４　病床機能、担うべき役割を変更する理由等

看護師・コメディカル等の人材確保が厳しく、現状の人員配置では慢性期患者様の対応が困難で全病床を運用することが難しくなったため。
また、病床削減により慢性期患者様の対応で掛かっていた負荷を減らすことで急性期病院からの患者様の受け入れ先としての後方支援を充実させることが出来るため。

別紙様式１

病院・有床診療所に係る方針変更報告書（具体的対応方針）

１　基本情報等（変更事項は該当項目に☑）

法　人　名	医療法人大町会
医療機関名	新八街総合病院
所　在　地	〒289-1115 千葉県八街市八街ほ１３７－１
変更事項	□ 今後担う役割　　☑ 病床機能

２　２０２５年以降において担う役割（該当項目に〇）

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
2025 年の状況											
変更前（2026 年）											
変更後（2026 年）											
R〇年見込み※											
その他の内訳及び補足等											

※R9 年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

３　病床機能及び入院料

	2025 年の状況	変更前 (2026 年)	変更後 (2026 年)	R〇年見込み※	届出予定の入院料
４機能　合計	191 床	191 床	164 床	床	
高度急性期	床	床	床	床	
急性期	60 床	60 床	60 床	床	急性期一般入院料５
回復期	44 床	44 床	44 床	床	回復期リハビリテーション病棟入院料３
慢性期	87 床	87 床	60 床	床	療養病棟入院料１
人間ドック等	床	床	床	床	
休棟等	床	床	床	床	
廃止予定	床	床	床	床	
介護施設等への移行予定	床	床	床	床	

※R9 年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

４　病床機能、担うべき役割を変更する理由等

新八街総合病院では、地域の医療需要や患者の受療動向、病床の稼働状況等を踏まえ、これまでも病床機能及び病床数の見直しを進めてきました。
今回の病床返還についても、実際の入院患者数に見合った病床規模へ適正化するとともに、限られた医師、看護職員その他の医療従事者を効率的に配置し、現在求められている医療機能へ人的資源を集中することを目的とするものである。
病床数を適正化した後も、急性期医療、地域包括ケア、回復期リハビリテーション及び療養機能など、地域に必要な医療機能を維持し、近隣医療機関や介護事業所等との連携を図りながら、地域医療の継続性を確保していく。

別紙様式１

病院・有床診療所に係る方針変更報告書（具体的対応方針）

１　基本情報等（変更事項は該当項目に☑）

法　人　名	日本赤十字社
医療機関名	成田赤十字病院
所　在　地	千葉県成田市飯田町９０番地１
変更事項	□ 今後担う役割　　☑ 病床機能

２　２０２５年以降において担う役割（該当項目に〇）

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
2025 年の状況	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
変更前（2026 年）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
変更後（2026 年）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
R12 年見込み※	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
その他の内訳及び補足等											

※R9 年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

３　病床機能及び入院料

	2025 年の状況	変更前（2026 年）	変更後（2026 年）	R12 年見込み※	届出予定の入院料
４機能　合計	598 床	598 床	598 床	592 床	
高度急性期	103 床	103 床	103 床	97 床	特定集中治療室管理料、救命救急入院料、新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室医療管理料、急性期病院Ａ一般入院料
急性期	495 床	495 床	495 床	495 床	急性期病院Ａ一般入院料
回復期	床	床	床	床	
慢性期	床	床	床	床	
人間ドック等	床	床	床	床	
休棟等	床	床	床	床	
廃止予定	床	床	床	床	
介護施設等への移行予定	床	床	床	床	

※R9 年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

４　病床機能、担うべき役割を変更する理由等

令和 11 年度完成予定の新棟建設に伴う病床数変更（担う役割、病床機能の変更は予定せず）